家畜保健所における病性鑑定受付状況(令和2年度上半期)

令和2年度上半期(4月1日~9月30日) において当所が実施した病性鑑定は、448 件でした。その畜種別内訳を表1に示しま す。

昨年度同期の病性鑑定実施件数は 335 件でしたので、今年度は 90 件程度増加しています。

表 1. 令和 2 年度上半期 病性鑑定実施状況

件数

畜種	解剖	検査	合計
牛	47	241	288
	(63)	(169)	(232)
豚	1	1	2
	(4)	(8)	(12)
家きん	1	56	57
	(10)	(62)	(72)
その他	0	101	101
	(8)	(11)	(19)
合計	49	399	448
	(85)	(250)	(335)

()内は昨年度同期件数

しかし、家畜が死亡したことによる病理解剖をみてみますと、昨年度同期の85件に対し今年度は49件でしたので、35件ほど減少しています。これを畜種別に見てみますと、豚や鶏は75%~90%減少しているのに対し、牛は25%の減少にとどまったことから、今年度の解剖の約95%は牛が占めていました。この牛の解剖の受付時の稟告では、約4割に当たる18件が急死というものでした。その死亡原因としては、急性肺炎や牛伝染性リンパ腫といった感染症も見られましたが、急死鼓張症や第四胃穿孔、閉そく

性黄疸といった非感染症によるものも多く 見られました。

一方で検査の件数は、昨年度同期 250 件に対し、今年度 399 件と 150 件ほど増加しています。検査の内容については、主に国のサーベイランスやモニタンリングに係わる検査ですが、家畜の導入や移動に伴う疾病のまん延防止の検査など、疾病に対する予防的な検査も多くを占めています。特に牛では、導入時におけるウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査依頼が増えています。

また、その他の畜種では、野生イノシシの豚熱およびアフリカ豚熱の検査件数が、大幅に増えています(表 2)。これは国の対応方針で、積極的な捕獲による状況調査等が行われている結果です。

表 2. 野生イノシシの検査数の年度比較

	R元年度	R2年度	増減
件数	11	91	+80
頭数	11	325	+314

家畜の疾病にかかわる野生動物について も、積極的に検査を実施するように、法律 (家畜伝染病予防法)も改正されたことか ら、今後も野生動物に関する検査は増加す るものと思われます。 (布藤)